

～ 農林課林務係よりお知らせ ～
令和5年度「アライグマ春期捕獲推進期間」について
 (令和5年3月1日～6月30日)

北海道と幕別町では、アライグマを効果的に捕獲するため、アライグマの出産、授乳時期で餌を求めて活動が活発となる3月から6月の間を「春期捕獲推進期間」として設定しています。

アライグマは繁殖力がとても高く、繁殖時期である春期には4頭程の子供を産むことから、この時期にメスを捕獲することは、夏以降の農業被害や個体数の増加を効果的に抑制することに繋がります。

道内では、164市町村で年間25,000頭を超える数のアライグマが捕獲されており、本町では平成23年に初めて1頭が捕獲されて以来、令和3年度は36頭、令和4年度は80頭を超える捕獲数となっており、年々増加傾向にあります。

アライグマは、平成17年に「特定外来生物」に指定されており、その特徴と生態は、見た目の愛らしい風貌と異なり気性が荒く、見た目が在来種のタヌキと誤認されることが多いですが、しま模様の尻尾と5本指の足跡が見分けるポイントになります。

また、夜行性のため、昼間は巣穴等におり、夜になると水辺や農耕地、市街地に出没します。雑食性で、果樹や農作物、昆虫など何でも食べますが、特に甘いものを好み、果物や、スイートコーン等の作物が狙われやすくなっていますので、十分な注意を払うことが大切です。



アライグマが食べたかぼちゃ



アライグマの足跡



しま模様の尻尾

す。

【幕別地区】

幕別町経済部農林課林務係
 Tel 0155-54-6605 / Fax 0155-54-5564

【忠類地区】

幕別町忠類総合支所経済建設課
 Tel 01558-8-2111 / Fax 01558-8-2511

◇ 広報委員 ◇
 委員 委員 委員 委員 委員 委員
 員 員 員 員 員 員

松 湯 佐 渡 高 多 佐
 本 佐 間 邊 橋 田 藤

茂 博 ひ 孝 悦
 誠 ろ 篤
 雄 孝 子 二 啓

＝各種申請書の提出は、毎月10日までをお願いします＝

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いについては、行政書士等を含む申請者が作成し、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）までに農業委員会事務局に提出されるようお願いします。

なお、総会や現地調査等で事務局員が不在となることがありますので、電話による事前照会・予約をお勧めします。

申請書の様式は、幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】

観光・産業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
 ⇒ ○各種様式 を順にクリック